

議案第27号

北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例

北上総合運動公園体育施設条例（平成25年北上市条例第37号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>北上総合運動公園体育施設条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するとともに、全国規模のスポーツ大会等を開催することにより市民のスポーツ水準の向上を図るため、北上総合運動公園内の<u>高規格体育施設</u>（以下「<u>体育施設</u>」という。）について、<u>北上市体育施設条例</u>（平成3年北上市条例第83号）第2条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> | <p><u>北上総合運動公園スポーツ施設条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するとともに、全国規模のスポーツ大会等を開催することにより市民のスポーツ水準の向上を図るため、北上総合運動公園内の<u>高規格のスポーツ施設</u>（以下「<u>スポーツ施設</u>」という。）について、<u>北上市スポーツ施設条例</u>（平成3年北上市条例第83号）第2条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> | <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> |
| <p>（使用期間等）</p> <p>第3条 体育施設の使用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>（体育施設の休館日）</p> | <p>（使用期間等）</p> <p>第3条 スポーツ施設の使用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> |

第4条 体育施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2・3 [略]

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 体育施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の中止)

第7条 体育施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 体育施設の管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

第9条 体育施設においては、次の行為を行ってはならない。

第4条 スポーツ施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2・3 [略]

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1)～(3) [略]

(4) スポーツ施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の中止)

第7条 スポーツ施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。

(1)～(3) [略]

(4) スポーツ施設の管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

第9条 スポーツ施設においては、次の行為を行ってはならな

(1)～(7) [略]

(8) 前各号のほか、風俗を乱し、又は体育施設の管理に支障のある行為をすること。

2 [略]

(指定管理者の指定等)

第16条 体育施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

2・3 [略]

4 市長は、第2項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、体育施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1)～(4) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第18条 指定管理者の行う体育施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(指定管理者の業務)

第19条 体育施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第3条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

い。

(1)～(7) [略]

(8) 前各号のほか、風俗を乱し、又はスポーツ施設の管理に支障のある行為をすること。

2 [略]

(指定管理者の指定等)

第16条 スポーツ施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

2・3 [略]

4 市長は、第2項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、スポーツ施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1)～(4) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第18条 指定管理者の行うスポーツ施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(指定管理者の業務)

第19条 スポーツ施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第3条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(1)～(4) [略]

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

スポーツが持つ多様な価値を推進するため、所要の改正をしようとするものである。